

令和4年12月5日

第459回白石市議会定例会議案

目 次

第 7 2 号議案	損害賠償額の決定及び和解について	・・・ 1
第 7 3 号議案	仙南地域広域行政事務組合規約の変更について	・・・ 3
第 7 4 号議案	白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	・・・ 5
第 7 5 号議案	白石市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 1 3
第 7 6 号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・ 2 7
第 7 7 号議案	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・・・ 3 9
第 7 8 号議案	白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 4 2
第 7 9 号議案	指定管理者の指定について（白石市鷹巣地区コミュニティセンター）	・・・ 4 4
第 8 0 号議案	指定管理者の指定について（奥州街道ふれあいの館）	・・・ 4 5
第 8 1 号議案	指定管理者の指定について（白石市城東コミュニティセンター）	・・・ 4 6
第 8 2 号議案	指定管理者の指定について（白石城・白石城歴史探訪ミュージアム・武家屋敷（旧小関家）・白石市小十郎プラザ）	・・・ 4 7
第 8 3 号議案	指定管理者の指定について（白石市文化体育活動センター）	・・・ 4 8
第 8 4 号議案	指定管理者の指定について（白石市弥治郎こけし村）	・・・ 4 9
第 8 5 号議案	指定管理者の指定について（白石温麺食文化伝承館）	・・・ 5 0
第 8 6 号議案	指定管理者の指定について（白石市温泉休養施設）	・・・ 5 1
第 8 7 号議案	指定管理者の指定について（白石市中心市街地活性化交流広場・白石駅東口駐車場・銚子ヶ森駐車場）	・・・ 5 2
第 8 8 号議案	指定管理者の指定について（越河駅前駐車場）	・・・ 5 3
第 8 9 号議案	指定管理者の指定について（白石市越河公民館）	・・・ 5 4
第 9 0 号議案	指定管理者の指定について（白石市斎川公民館）	・・・ 5 5
第 9 1 号議案	指定管理者の指定について（白石市大平公民館）	・・・ 5 6

第 9 2 号議案	指定管理者の指定について（白石市大鷹沢公民館）	・ ・ ・ 5 7
第 9 3 号議案	指定管理者の指定について（白石市白川公民館）	・ ・ ・ 5 8
第 9 4 号議案	指定管理者の指定について（白石市福岡公民館）	・ ・ ・ 5 9
第 9 5 号議案	指定管理者の指定について（白石市深谷公民館）	・ ・ ・ 6 0
第 9 6 号議案	指定管理者の指定について（白石市小原公民館）	・ ・ ・ 6 1
第 9 7 号議案	指定管理者の指定について（白石市障害者地域活動支援センター ポプラ）	・ ・ ・ 6 2
第 9 8 号議案	指定管理者の指定について（白石市福祉プラザやまぶき・白石市 福祉作業所やまぶき園）	・ ・ ・ 6 3
第 9 9 号議案	指定管理者の指定について（白石市子育て支援・多世代交流複合 施設）	・ ・ ・ 6 4

第 7 2 号議案

損害賠償額の決定及び和解について

市は、市立学校で発生した児童死亡事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 和解の相手方 白石市在住 死亡児童の相続人 2 名
- 2 議案の内容 令和 3 年 4 月 2 7 日、白石市立白石第一小学校において木製支柱が折損し、児童が死亡した事故について、上記に掲げる者と市が和解しようとするもの。
- 3 和解の内容
 - （１） 市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金 8 0 , 1 0 1 , 9 1 2 円の支払義務があることを認め、すでに支給された災害共済給付金 3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を控除した 5 0 , 1 0 1 , 9 1 2 円を相手方の指定する金融機関口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
 - （２） 市と相手方は、本件事故に関し、両者間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和4年12月5日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 3 号議案

仙南地域広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、仙南地域広域行政事務組合規約（昭和 5 3 年宮城県指令第 1 8 7 3 4 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

仙南地域広域行政事務組合規約（昭和 5 3 年宮城県指令第 1 8 7 3 4 号）
の一部を次のように変更する。

第 1 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 3 条第 7 号の事務に要する経費は、次条の規定に基づき条例の定めるところにより設置する仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金の運用から生ずる収益等をもって充てる。ただし、同号ハの事務に要する経費のうち、構成市町の協議により必要と認めた経費については、別表の規定により構成市町が負担するものとする。

別表中「及び第 3 条第 1 号」を「並びに第 3 条第 1 号及び第 7 号ハ」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 7 4 号議案

白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 次に掲げるものをいう。

ア 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）

イ 地方自治法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、宮城県の条例の定めるところにより白石市（以下「市」という。）が処理することとされた事務について規定する宮城県の条例及び宮城県の執行機関の規則

ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定める根拠となる規定（次号ウに掲げるものにあつては、市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは地方公営企業の管理者（地方公営企業法第8条第2項に規定する管理者の権限を行う市長を含む。）又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（市の公の施設を管理するものに限る。）

- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（市の機関等による情報システムの整備等）

第3条 市の機関等は、手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市の機関等は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市の機関等は、第1項の措置を講ずるに当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等

により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方

法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部

分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用

しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第10条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第11条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石市行政手続条例の一部改正)

2 白石市行政手続条例（平成 8 年白石市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第 33 条第 4 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

第 7 5 号 議 案

白石市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の定年等に関する条例（昭和５９年白石市条例第２号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章 総則（第１条）

第２章 定年制度（第２条―第５条）

第３章 管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章 定年前再任用短時間勤務制（第１２条）

第５章 雑則（第１３条）

附則

第１章 総則

第１条中「昭和２５年法律第２６１号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「第２２条の４第１項及び第２項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章 定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改める。

第４条第１項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であ

って、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- （1） 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号。以下「給与条例」という。）第12条第1項に規定する職
- （2） 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年白石市条例第18号）第4条に規定する職
- （3） 給与条例別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものが占める職（第1号に掲げる職に該当する場合を除く。）

(4) 前各号に掲げる職に準じる職として任命権者が定めるもの
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監

督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- （１） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （２） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （３） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２ 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第４項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

３ 任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監

督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めそのまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢 60 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 5 章 雑則

（委任）

第 13 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 2 項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65 年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	64 年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の白石市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の白石市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、

令和 1 1 年 4 月 1 日及び令和 1 3 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 3 1 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 6 5 年に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

（2） 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第

5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。次項第 5 号において同じ。）をされたことがある者

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第 2 条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えな

い範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を

占めているものとした場合における新条例定年をいう。第 8 条において同じ。)に達している者(新条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)

第 5 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第 3 条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

第 6 条 令和 3 年改正法附則第 4 条及び第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条及び第 6 条の規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第７条 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条及び第４条の規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（１） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（２） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

３ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第８条 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第３条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては

、規則で定める者）を、新条例第 12 条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 12 条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢）

第 9 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

第 7 6 号議案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（白石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第1条 白石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年白石市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 白石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（白石市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 白石市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和36年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）附則第6項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、市長が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（白石市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 白石市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和35年白石市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の合計額の10分の1以下において任命権者が定める額に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される白石市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される白石市職員の処遇等に関する条例(平成10年白石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 白石市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成15年白石市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)及び」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下この号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)及び」に、「定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)」を「定めて任用される職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 白石市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年白石市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第17条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（白石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 白石市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「職員の定年等に関する条例」を「白石市職員の定年等に関する条例」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 白石市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第9条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(白石市職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第8項を削る。

第6条の2から第6条の4までを次のように改める。

第6条の2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第6条の4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該短時間勤務職員に

適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第1号において」に、「いう。以下同じ」を「いう。第1号において同じ」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合はその」を「場合には、その」に改め、同項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の3中「第10条」を「第6条第1項から第7項まで、第10条」に、「再任用職員及び短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 第１０条、第１０条の２、第１０条の４及び第１１条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の見出し及び８項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

- ６ 当分の間、職員の給料月額、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第８項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第６条第１項及び第３項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

- ７ 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（２） 白石市職員の定年等に関する条例（昭和５９年白石市条例第２号）第９条第１項又は第２項の規定により地方公務員法第２８条の２第１項に規定する異動期間（同条例第９条第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員

（３） 白石市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- ８ 地方公務員法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第１０項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 12 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 13 育児短時間勤務職員等に対する附則第6項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

（白石市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 12 条 白石市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 30 年白石市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（白石市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正）

第 13 条 白石市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例（平成 27 年白石市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 14 条 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年白石市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「という」を「と総称する」に改める。

第 20 条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

附則に次の１項を加える。

- ２ 職員（地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項により採用された者を除く。）が６０歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員に適用される給料については、白石市職員の給与に関する条例（昭和２９年白石市条例第２２号）附則第６項及び第７項の規定の例により管理者が別に定める。

（白石市職員の再任用に関する条例の廃止）

- 第１５条 白石市職員の再任用に関する条例（平成１３年白石市条例第３号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（定義）

- 第２条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 令和３年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）をいう。
- （２） 暫定再任用職員 令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。
- （３） 暫定再任用短時間勤務職員 令和３年改正法附則第６条第１項又は第２項の規定により採用された職員をいう。
- （４） 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項の規定により採用された職員をいう。

（白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第３条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第６条の規定による改正後の白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の規定を適用する。

（白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（白石市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される白石市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される白石市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の白石市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第13条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 白石市職員の給与に関する条例第6条第1項及び第3項から第7項まで、第10条、第10条の2、第10条の4並びに第11条並びに新給与条例第6条第2項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第6項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
（白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 第6条 白石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第 7 7 号議案

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和３０年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第５条中「２２，８００円」を「２３，０００円」に改める。

第６条中「１００分の２．１」を「１００分の２．８」に改める。

第７条の２中「７，２００円」を「９，６００円」に改める。

第７条の３第１号中「５，４００円」を「７，０００円」に改め、同条第２号中「２，７００円」を「３，５００円」に改め、同条第３号中「４，０５０円」を「５，２５０円」に改める。

第８条中「１００分の１．８」を「１００分の２．０」に改める。

第９条の２中「８，４００円」を「９，４００円」に改める。

第９条の３中「４，２００円」を「４，８００円」に改める。

第２３条第１項第１号ア中「１５，９６０円」を「１６，１００円」に改め、同号ウ中「５，０４０円」を「６，７２０円」に改め、同号エ（ア）中「３，７８０円」を「４，９００円」に改め、同号エ（イ）中「１，８９０円」を「２，４５０円」に改め、同号エ（ウ）中「２，８３５円」を「３，６７５円」に改め、同号オ中「５，８８０円」を「６，５８０円」に改め、同号カ中「２，９４０円」を「３，３６０円」に改め、同項第２号ア中「１１，４００円」を「１１，５００円」に改め、同号ウ中「３，６００円」を「４，８００円」に改め、同号エ（ア）中「２，７００円」を「３，５００円」に改め、同号エ（イ）中「１，３５０円」を「１，７５０円」に改め、同号エ（ウ）中「２，０２５円」を「２，６２５円」に改め、同号オ中「４，２００円」を「４，７００円」に改め、同号カ中「２，１００円」を「２，４００円」に改め、同項第３号ア中「４，５６０円」を「４，６００円」に改め、同号ウ中「１，４４０円」を「１，９２０円」に改め、同号エ（ア）中「１，０８０円」を「１，４００円」に改め、同号エ（イ）中「５４０円」を「７００円」に改め、同号エ（ウ）中「８１０円」を「１，０５０円」に改め、同号オ中「１，６８０円」を「１，８８０円」に改め、同号カ中「８４０円」を「９６０円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，４２０円」を「３，４５０円」に改め、同号イ中「５，７００円」を「５，７５０円」に改める。

」に改め、同号ウ中「9，120円」を「9，200円」に改め、同号エ中「11，400円」を「11，500円」に改め、同項第2号ア中「1，080円」を「1，440円」に改め、同号イ中「1，800円」を「2，400円」に改め、同号ウ中「2，880円」を「3，840円」に改め、同号エ中「3，600円」を「4，800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 7 8 号 議 案

白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

白石市立学校の設置に関する条例（昭和３９年白石市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「

小原小学校	白石市小原字伊勢原道上１番地
-------	----------------

」の次に「

白石南小学校	白石市越河平字平合２３番地１
--------	----------------

」を加え、同表に次のように加える。

白石南中学校	白石市越河平字平合２３番地１
--------	----------------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（白石市立学校施設の開放に関する条例の一部改正）
- 白石市立学校施設の開放に関する条例（平成４年白石市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表中「

小原小、中学校体育館	５２０円	５２０円	５２０円	１，４７０円
------------	------	------	------	--------

」の次に「

白石南小、中学校体育館	５２０円	５２０円	５２０円	１，４７０円
-------------	------	------	------	--------

」を加える。

（白石市旧学校利用施設条例の一部改正）

- 白石市旧学校利用施設条例（平成３０年白石市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中「旧南中学校体育館」の項を削る。

別表「旧南中学校体育館」の項を削る。

第 7 9 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市鷹巣地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

白石市緑が丘 1 8 番 1 5 号

鷹巣地区コミュニティ推進協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 0 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

奥州街道ふれあいの館

2 指定管理者となる団体

白石市城北町 4 番 6 号

城北コミュニティ推進協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 1 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市城東コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

白石市東町一丁目 6 番 2 号

城東コミュニティ推進協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 2 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石城

白石城歴史探訪ミュージアム

武家屋敷（旧小関家）

白石市小十郎プラザ

2 指定管理者となる団体

白石市鷹巣東二丁目 1 番 1 号

公益財団法人白石市文化体育振興財団

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 3 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市文化体育活動センター

2 指定管理者となる団体

白石市鷹巣東二丁目 1 番 1 号

公益財団法人白石市文化体育振興財団

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 4 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市弥治郎こけし村

2 指定管理者となる団体

白石市福岡八宮字弥治郎北 7 2 番地 1

弥治郎こけし業協同組合

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 5 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石温麺食文化伝承館

2 指定管理者となる団体

白石市沢端町 1 番 2 1 号

奥州白石温麺協同組合

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 6 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市温泉休養施設

2 指定管理者となる団体

白石市小原字中北前田 3 番地 2

小原地区活性化推進協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 7 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市中心市街地活性化交流広場

白石駅東口駐車場

銚子ヶ森駐車場

2 指定管理者となる団体

白石市字中町 4 8 番地 5

白石まちづくり株式会社

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 8 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

越河駅前駐車場

2 指定管理者となる団体

白石市越河五賀字南原 2 番地 1

越河地域振興会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 9 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市越河公民館

2 指定管理者となる団体

白石市越河五賀字南原 2 番地 1

越河地域振興会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 0 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市斎川公民館

2 指定管理者となる団体

白石市斎川字新町尻 3 1 番地

斎川まちづくり協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 1 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市大平公民館

2 指定管理者となる団体

白石市大平中目字西田 7 番地

大平公民館運営会議

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 2 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市大鷹沢公民館

2 指定管理者となる団体

白石市大鷹沢三沢字五丁目 4 8 番地

大鷹沢まちづくり振興協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 3 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市白川公民館

2 指定管理者となる団体

白石市白川津田字内堀 6 番地 1

白川振興会議

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 4 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市福岡公民館

2 指定管理者となる団体

白石市福岡長袋字陣場が丘 1 2 番地 1

福岡地区民の会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 5 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市深谷公民館

2 指定管理者となる団体

白石市福岡深谷字南沖 2 1 番地

白石市深谷公民館運営委員会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 6 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市小原公民館

2 指定管理者となる団体

白石市小原字中北前田 3 番地 2

小原地区振興会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 7 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市障害者地域活動支援センターポプラ

2 指定管理者となる団体

白石市福岡蔵本字茶園 6 2 番地 1

特定非営利活動法人白石うぐいす会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 9 8 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市福祉プラザやまぶき

白石市福祉作業所やまぶき園

2 指定管理者となる団体

白石市福岡蔵本字茶園 6 2 番地 1

社会福祉法人白石市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 99 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
白石市子育て支援・多世代交流複合施設
- 2 指定管理者となる団体
仙台市青葉区北山一丁目 5 番 22 号
特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 12 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一